

営繕工事における猛暑を考慮した適正な工期設定について Q & A

徳島県県土整備部営繕課

Q 1. 工事場所の近傍の観測地点が2カ所（直線距離がほぼ同じ）ある場合は。

A 1. 別紙1より近傍の観測地点2カ所の猛暑日数（平均）欄を参照し、数値の大きい（猛暑日数の長い）観測地点を採用して下さい。

Q 2. 猛暑による作業不能日数は週休2日促進工事制度の休日にカウントできるのか。

A 2. 猛暑による作業不能日数は、WBGT値が31以上となった時間を日数換算したものです。そのため、作業不能日数は、週休2日促進工事制度の休日にはカウントできません。ただし、WBGT値が31以上となり終日現場閉所とした場合は、週休2日促進工事制度の休日にカウントできます。

Q 3. WBGT値が31以上を示した日に作業を行ってはいけないのか。

A 3. 作業場の環境を快適に整えた場合は作業を継続することは可能です。

Q 4. 工期の変更を協議する場合、記録が必要なのか。

A 4. 日報等の記録で確認が必要になります。日報等は、毎月月末に監督員に提出してください。工期を変更する場合は、実施工程表を直ちに変更し、監督員の承諾を受けてください。

Q 5 作業を行うかどうかの判断は当日でないとできないのか。

A 5. 環境省の熱中症予防情報サイトには、全国約840地点について「今日」・「明日」・「明後日」の3時間ごとの暑さ指数（WBGT）の予測値が提供されています。ただし、この予測値は「猛暑による作業不能日数」の対象となりませんので、ご注意ください。